

○ 母子保健事業の各法律における位置づけ

1 母子保健法における事業の役割

(1) 制定

昭和40年8月18日（法律第141号）

(2) 目的（第1条）

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与する。

(3) 理念（第2～4条）

- ・母性の尊重と保護
- ・乳幼児の健康の保持増進
- ・母性及び乳幼児の保護者が自ら進んで母子保健に対する理解を深め、その健康の保持増進に努力すること

(4) 母子保健法における自治体が行う母子保健事業の役割

上記理念の実現のため、自治体には、「母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努力すること」（第5条）が求められている。その具体策は、以下のとおりである。

- ①知識の普及（都道府県・市町村*）（第9条）
- ②保健指導（市町村）（第10条）
- ③新生児の訪問指導等（市町村）（第11条）
- ④健康診査（1歳6か月児・3歳児）（市町村）（第12条）
- ⑤必要に応じた妊産婦・乳幼児の健康診査又は受診勧奨（市町村）（第13条）
- ⑥栄養の摂取に関する援助（市町村）（第14条）
- ⑦母子健康手帳の交付（市町村）（第16条）
- ⑧妊産婦の訪問指導と診療の勧奨（市町村）（第17条）
- ⑨未熟児の訪問指導（市町村）（第19条）
- ⑩未熟児の養育医療の給付（市町村）（第20条）
*費用負担：国1/2、都道府県1/4（第21条の2、3）
- ⑪医療施設の整備（国・地方公共団体）（第20条の2）
- ⑫母子健康センターの設置〔努力義務〕（市町村）（第22条）

2 児童福祉法における事業の役割

(1) 制定

昭和22年12月12日（法律第164号）

(2) 理念（第1条）

すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、健全に育成されるよう努めなければならない。また、すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

(3) 責任（第2条）

国、地方公共団体は保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(4) 概要

- ①児童福祉に関する専門的機関として、児童福祉審議会及び実施機関（市町村、都道府県、児童相談所、保健所）を規定
- ②児童福祉司、児童委員、保育士の資格を規定
- ③障害児等の保護、障害児施設給付費等の支給、要保護児童の保護措置、児童福祉施設の規定 等

(5) 児童福祉法における市町村の役割（第10条）

- ①児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努める
- ②児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行う
- ③児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行う

(6) 児童福祉法における保健所の役割（第12条の6、第19条の2、第20条）

- ①児童の保健に関し、正しい衛生知識の普及
- ②健康相談・健康診査・保健指導
- ③療育指導
- ④児童福祉施設に対する栄養の改善及び助言
- ⑤児童相談所への協力
- ⑥結核にかかっている児童への療育の給付
- ⑦小児慢性特定疾病医療費の給付

3 地域保健法における事業の役割

(1) 制定

昭和22年9月5日（法律第101号）

(2) 目的（第1条）

地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法およびその他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(3) 基本理念（第2条）

地域住民の健康の保持及び増進を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域における公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、かつ、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適確に対応することができるように、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

(4) 基本指針（第4条）

厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならない。

(5) 地域保健法における保健所の役割（第5～8条）

保健所は、地域における公衆衛生の向上と増進を図るために設置されたものであり、次の事項についての指導やこれに必要な事業を行う。（一部抜粋）

- ①地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- ②人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- ③栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- ④母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- ⑤歯科保健に関する事項
- ⑥その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項 等

(6) 地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」における市町村保健センター運営に係る基本事項

- ①地域保健に関し、住民ニーズに応じた計画的な事業の実施を図るとともに、保健所等による施策評価を参考として業務の改善に努めること
- ②保健、医療、福祉の連携を図るため、社会福祉施設等との連携及び協力体制の確立、総合相談窓口の設置等により、保健と福祉の総合的な機能を備えること
- ③保健所からの専門的かつ技術的な援助及び協力を積極的に求めるとともに、地域

の NPO、民間団体等にかかるソーシャルキャピタルを活用した事業の展開に努めること。また、市町村健康づくり推進協議会の活用、検討協議会の設置等により、専門職脳団体、地域の医療機関、学校及び企業等との十分な連携及び協力を図ること

4 次世代育成支援対策推進法における事業の役割

(1) 制定

平成15年7月16日（法律第120号）

(2) 目的（第1条）

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(3) 定義（第2条）

この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(4) 理念（第3条）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(5) 国及び地方公共団体の責務（第4条）

国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(6) 行動計画

①行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。（第7条）

②地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。（第8条・第9条）

5 健康増進法における事業の役割

（1）制定

平成14年8月2日（法律第103号）

（2）目的（第1条）

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（3）定義（第6条）

この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

母子保健法（昭和40法律第141号）の規定により健康増進事業を行う市町村
その他健康増進事業を行う者であって、政令で定めるもの

（4）基本方針（第7条）

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を次のとおり定める。

- ①国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- ②国民の健康の増進の目標に関する事項
- ③次条第一項の都道府県健康増進計画及び同条第二項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的事項
- ④国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的事項
- ⑤健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的事項
- ⑥食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- ⑦その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

6 母体保護法における事業の役割

（1）制定

昭和23年7月13日（法律第156号 旧優生保護法）

平成8年法律第28号・第105号で母体保護法に改題

(2) 目的（第1条）

不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(3) 内容

- ①不妊手術
- ②母性保護（人工妊娠中絶、受胎調節の实地指導）
- ③届出、禁止、罰則、その他

(4) 母体保護法における自治体が行う事業の役割

- ①受胎調節实地指導員の指定（都道府県）（第15条第1項）
- ②受胎調節实地指導員講習の認定（都道府県）（第15条第2項）

7 その他の関係法規

(1) 予防接種法

（昭和23年6月30日 法律第68号、最終改正：平成25年12月13日）

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

(2) 学校保健安全法

（昭和33年4月10日 法律第56号、最終改正：平成20年6月18日）

学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律

（平成12年5月24日 法律第82号 最終改正：平成26年6月13日）

児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もつて児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(4) 子ども・子育て支援法

（平成24年8月22日 法律第65号、最終改正：平成26年6月13日）

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

市町村は、内閣府令で定めるところにより、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。（一部抜粋）

- ①児童福祉法第 6 条の 3 第 4 項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- ②児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する養育支援訪問事業その他同法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第 2 項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- ③母子保健法第 13 条第 1 項の規定に基づき妊婦に対して行う健康診査事業

（5）発達障害者支援法

（平成 16 年 12 月 10 日 法律第 167 号、最終改正：平成 24 年 8 月 22 日）

発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

市町村は、母子保健法第 12 条 及び第 13 条 に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

市町村の教育委員会は、学校保健安全法第 11 条 に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、発達障害者支援センター、都道府県が確保した医療機関その他の機関を紹介し、又は助言を行うものとする。

都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。